

○再就職した元職員による依頼の規制等に関する規則

平成28年3月22日人事委員会規則第15号
改正

令和元年10月17日人事委員会規則第2号
令和3年3月29日人事委員会規則第4号
令和5年1月26日人事委員会規則第17号
令和7年3月24日人事委員会規則第11号

再就職した元職員による依頼の規制等に関する規則をここに公布します。

再就職した元職員による依頼の規制等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第1項及び第4項から第8項まで並びに第60条第4号から第7号まで並びに再就職した元職員による依頼の規制等に関する条例（平成28年長野県条例第2号。以下「条例」という。）第3条及び第4条の規定により、再就職した元職員による依頼の規制等に関し必要な事項を定めるものとする。

（法第38条の2第1項の役職員に類する者）

第2条 法第38条の2第1項に規定する人事委員会規則で定める役職員に類する者は、再就職者（同項に規定する再就職者をいう。以下同じ。）が離職前5年間に就いていた職が廃止され、又は当該就いていた職の職務が当該職の職務でなくなった場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している職員が属する執行機関の組織等（同項に規定する執行機関の組織又は議会の事務局をいう。以下この条において同じ。）（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する職員とする。

（子法人）

第3条 法第38条の2第1項に規定する人事委員会規則で定める子法人は、職員の退職管理に関する政令（平成20年政令第389号）第1条に規定する子法人とする。

（知事の事務部局の本庁の部長の職に準ずる職）

第4条 法第38条の2第4項に規定する人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職であって、知事の事務部局の本庁の部長の職以外のものとする。

（1）当該再就職者が就いていた時に次に掲げる職であった職

ア 給料の特別調整額に関する規則（昭和45年長野県人事委員会規則第4号）第2条の規定による給料の特別調整を行う職（同条の規定による区分が1種から3種までであるもの（3種であるものにあっては、参事及び参事官の職を除く。）に限る。）

イ 企業職員の給与に関する規程（昭和43年長野県公営企業管理規程第2号）第3条の規定による管理職手当を支給される職員の職（同条の規定による区分が1種から3種までであるもの（3種であるものにあっては、参事の職を除く。）に限る。）

（2）当該再就職者が次に掲げる職員であった時に就いていた職

ア 任期付職員の採用等に関する条例（平成14年長野県条例第31号）第7条第1項の給料表の5号俸の給料月額以上の給料月額を受ける特定任期付職員（同項に規定する特定任期付職員をいう。第12条及び第15条において同じ。）

イ 警察法（昭和29年法律第162号）第56条の2第1項に規定する特定地方警務官

（法第38条の2第4項の役職員に類する者）

第5条 第2条の規定は、法第38条の2第4項に規定する人事委員会規則で定める役職員に類する者について準用する。この場合において、第2条中「離職前5年間に就いていた」とあるのは「離職した日の5年前の日より前に就いていた知事の事務部局の本庁の部長の職若しくは第4条に規定する」と、「又は当該」とあるのは「又はこれらの」と、「当該職」とあるのは「これらの職」と読み替えるものとする。

（法第38条の2第5項の役職員に類する者）

第6条 第2条の規定は、法第38条の2第5項に規定する人事委員会規則で定める役職員に類する者について準用する。この場合において、第2条中「離職前5年間」とあるのは、「離職前」と読み

替えるものとする。

（地方公共団体等の事務又は事業と密接な関連を有する業務）

第7条 法第38条の2第6項第1号に規定する人事委員会規則で定める業務は、公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年長野県人事委員会規則第1号）別表第1から別表第3までに掲げる団体が行う業務とする。

（権利行使等に類する場合）

第8条 法第38条の2第6項第2号に規定する人事委員会規則で定める場合は、職員の退職管理に関する政令第21条に規定する場合とする。

（公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合）

第9条 法第38条の2第6項第6号に規定する人事委員会規則で定める場合は、同号の要求又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として人事委員会が定めるものを受けた契約に関する職務その他職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

（再就職者による依頼等の承認の手続）

第10条 法第38条の2第6項第6号に規定する承認を得ようとする再就職者は、再就職者による依頼等の承認申請書（様式第1号）を任命権者に提出しなければならない。

（再就職者による依頼等の届出の手続）

第11条 法第38条の2第7項の規定による届出は、同項に規定する要求又は依頼を受けた後、遅滞なく、再就職者から依頼等を受けた場合の届出書（様式第2号）を人事委員会に提出して行うものとする。

（知事の事務部局の本庁の課長等の職）

第12条 法第38条の2第8項に規定する人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職とする。

（1）当該再就職者が就いていた時に次に掲げる職であった職

ア 給料の特別調整額に関する規則第2条の規定による給料の特別調整を行う職（第4条第1号のアに掲げるものを除く。）

イ 企業職員の給与に関する規程第3条の規定による管理職手当を支給される職員の職（第4条第1号のイに掲げるものを除く。）

（2）当該再就職者が任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項の給料表の3号俸の給料月額以上の給料月額を受ける特定任期付職員（第4条第2号のアに掲げる職員を除く。第15条において「特別特定任期付職員」という。）であった時に就いていた職

（法第38条の2第8項の役職員に類する者）

第13条 第2条の規定は、法第38条の2第8項に規定する人事委員会規則で定める役職員に類する者について準用する。この場合において、第2条中「離職前5年間に就いていた」とあるのは、「離職した日の5年前の日より前に就いていた第12条に規定する」と読み替えるものとする。

（法第60条の役職員に類する者等）

第14条 法第60条第4号に規定する人事委員会規則で定める役職員に類する者は、第2条に規定する職員とする。

2 法第60条第5号に規定する人事委員会規則で定める職は、第4条に規定する職とする。

3 法第60条第5号に規定する人事委員会規則で定める役職員に類する者は、第5条において読み替えて準用する第2条に規定する職員とする。

4 法第60条第6号に規定する人事委員会規則で定める役職員に類する者は、第6条において読み替えて準用する第2条に規定する職員とする。

5 法第60条第7号に規定する人事委員会規則で定める職は、第12条に規定する職とする。

6 法第60条第7号に規定する人事委員会規則で定める役職員に類する者は、前条において読み替えて準用する第2条に規定する職員とする。

（再就職の届出を要しない者）

第15条 条例第3条に規定する人事委員会規則で定める者は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者及び離職時に次に掲げる職員であった者とする。

（1）医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する

診療所において医療業務に従事する医師又は歯科医師である職員（給料の特別調整額に関する規則第2条の規定による給料の特別調整を行う職にある職員（以下この条において「管理監督職員」という。）を除く。）

- (2) 長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第2号）第5条の給料表の適用を受ける職員（管理監督職員を除く。）
- (3) 長野県警察職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第30号）第6条第1項の給料表又は同条第2項の規定の適用を受ける職員（管理監督職員を除く。）
- (4) 特定任期付職員（第4条第2号のアに掲げる職員及び特別特定任期付職員を除き、警察本部長が任免するものに限る。）
- (5) 第4条第2号のイに掲げる職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、法令の規定により任期を定めて採用された職員
(再就職の届出を要しない場合)

第16条 条例第3条に規定する人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員となるため退職し、引き続き当該地方公務員又は国家公務員となった場合
- (2) 法第22条の4第1項の規定により職員として採用された場合その他法令の規定により任期の定めのある職員として採用された場合
- (3) 営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合であって、人事委員会が定める額以下の報酬を得る場合
(再就職の届出)

第17条 条例第3条の規定による届出は、再就職届出書（様式第3号）によりしなければならない。

2 条例第3条に規定する人事委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 離職時の職
- (4) 離職日
- (5) 再就職日
- (6) 再就職先の名称
- (7) 再就職先の業務内容
- (8) 再就職先における地位
(任命権者による公表)

第18条 条例第4条の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 氏名
- (2) 離職時の職
- (3) 離職日
- (4) 再就職日
- (5) 再就職先の名称
- (6) 再就職先における地位
- (7) その他任命権者が必要と認める事項

2 任命権者は、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項について公表することにより再就職者の権利利益を害するおそれがある場合は、公表しないことができるものとする。

- 附 則
(施行期日)
- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
(平成19年4月1日前の給料の特別調整を行う職に関する規定の適用)
 - 2 平成19年4月1日前の給料の特別調整額に関する規則第2条の規定による給料の特別調整を行う職についての第4条第1号のアの規定の適用については、同ア中「区分が1種」とあるのは「支給割合が100分の25」と、「3種」とあるのは「100分の20」とする。

附 則（令和元年10月17日人事委員会規則第2号抄）
(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。（後略）

附 則（令和3年3月29日人事委員会規則第4号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年1月26日人事委員会規則第17号）

改正

令和7年3月24日人事委員会規則第11号

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員とみなして、この規則による改正後の再就職した元職員による依頼の規制等に関する規則（次項において「新規則」という。）第16条の規定を適用する。この場合において、同条第2号中「法第22条の4第1項」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

3 この規則の施行前に、地方公務員法の一部を改正する法律による改正前の地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により職員として採用された場合における新規則第16条の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月24日人事委員会規則第11号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。